

尼崎市立児童ホームおやつ提供業務仕様書（案）

1 事業名

尼崎市立児童ホームおやつ提供業務

2 事業概要

尼崎市立児童ホーム（以下「児童ホーム」という。）における入所児童に対し、補食としてのおやつを適切に提供する。

3 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業実施施設

別表のとおり（41施設）

※ 令和7年11月1日現在の施設の状況であり、クラス数・児童数については、変動することがあります。

5 事業実施内容

受注者がおやつを納入した対価として請求することができる契約単価金額については、以下の（1）から（3）の費用を含め、受注者とその月に納入したおやつに係る児童1人あたり月額（見積提案額）円（税込）※とする。

- （1） おやつ調達費用
- （2） 業務実施施設への配送費用
- （3） 提供するおやつの献立表等の作成費用

※ 消費税は 10%で計算するものとする。（当該業務には、おやつ提供のほか、配送や献立表等の作成業務が含まれるため。）

6 提供日及び提供児童数

- （1） 概ね2,500人（令和6年度の1日あたりの平均的な人数）
- （2） 月曜日から金曜日（但し、祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）
- （3） （1）に関わらず、提供は、月により変動が有り食物アレルギー疾患等によりおやつの希望をしない児童がいる。
- （4） 毎月提供人数の変動があり、基本前月の20日までに確定人数を提示する。但し、年度変わり（4月）や学期末（特に8月の夏季休業後）に変動が予想されるのでその場合、前月より5%以上の増減する場合は、前月の10日までにその予定人数を伝えるものとする。

7 業務内容

(1) おやつ調達

1日に提供するおやつ品の品数は1人2～3品程度とするほか、日本に本社がある企業が発売している商品（いわゆる「日本メーカー製」）もしくは、日本国内で製造された商品とする。

なお、おやつは、メーカー希望小売価格（メーカー希望小売価格が定められていない商品については市場における一般的な価格）で、「5 事業実施内容」で記載の金額以上の価値を有すること。

(2) 納品について

(1)について、市の指定した人数（市は毎月20日までに各児童ホームの人数を伝える）分のおやつ1週間分を、おやつを提供する日を含めて3開室日前までに、児童ホームの開所時間内（学校のある日は正午から午後5時まで、学校が休みの日は、午前9時から午後5時まで）に配送し、納品すること。

3日前が祝日の場合や長期休業日等は別途協議する。また、市が指定した人数に変更が生じた場合には対応すること。

(3) 提供するおやつ献立表等の作成

受託者は、事前におやつ献立等を市に提出し、数量の変更及び献立の変更に対応すること。

献立表等には、提供する商品名、温度帯（常温・冷蔵の別）、単価、数量、容量（規格）、カロリー（kcal）、使用アレルギー（28品目）の有無、商品説明（特徴など）を記載すること。

献立表の期間及び作成時期については、市と協議の上決定する。

(4) 提供できる品目

提供できる品目は150種類以上を有すること。

また、安定した納品に努め、品目に変更等が生じた場合、市と協議のうえ市の指示に従うこと。

8 注意事項

(1) 受注者は、本業務遂行にあたり、市と密接に連絡をとり事業を進めると。

また、実施にあたって疑義が生じた場合には速やかに市と協議し、その指示を受けること。

(2) 市は、受注者が、市が求める報告を行わないときには、現地検査又は改善要求等の必要な指示を行うことができる。

受注者が、それらの指示を含め本業務の遂行に関連してなされる市からの必要な指示に従わないとき、その他受注者による本事業の継続が適当でないと市が認めたときには、市は、業務の一部停止を命じ又は契約を解除すること。

とができる。

- (3) 本業務において食品衛生に関する事故等が発生した場合は、受注者は事故等の原因の特定及び各関係機関の聴取に全面協力をするとともに、当該事故に伴い生じた損害賠償についても受注者の責任において対応すること。

9 支払い

1 カ月分の納品が完了後、翌月 10 日までに市に下記の書類により請求すること。

市は受注者から適法な請求を受けたときは、受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

- (1) 請求書
- (2) 実績報告書

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

11 担当課

尼崎市こども青少年局保育児童部 児童課（市役所本庁舎北館 2 階）

所在地 : 〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

電 話 : 06-6489-6936

F A X : 06-6489-6938

E-mail : ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

児童ホーム一覧

(別表)

番号	名称	所在地	クラス数
1	明 城	尼崎市南城内10番地の1	2
2	竹 谷	尼崎市北竹谷町2丁目36番地	1
3	金 楽 寺	尼崎市金楽寺町2丁目3番1号	2
4	七 松	尼崎市南七松町1丁目4番49号	1
5	難 波	尼崎市東難波町4丁目3番40号	1
6	難 波 の 梅	尼崎市西難波町6丁目14-57	2
7	長 洲	尼崎市長洲東通3丁目7番1号	1
8	清 和	尼崎市長洲本通1丁目8番1号	1
9	杭 瀬	尼崎市杭瀬北新町2丁目6番1号	1
10	浦 風	尼崎市杭瀬南新町4丁目1番34号	1
11	下 坂 部	尼崎市下坂部1丁目12番1号	1
12	潮	尼崎市潮江2丁目2番20号	2
13	浜	尼崎市浜2丁目21番1号	1
14	大 庄	尼崎市大庄中通4丁目43番地の1	1
15	成 徳	尼崎市蓬川町302番地の2	1
16	わ か ば 西	尼崎市武庫川町1丁目25番地	1
17	大 島	尼崎市稲葉荘2丁目10番7号	1
18	浜 田	尼崎市浜田町3丁目110番地	1
19	成 文	尼崎市大島2丁目33番1号	1
20	立 花	尼崎市栗山町2丁目26番1号	1
21	立花南	尼崎市三反田町2丁目16番1号	2
22	立 花 西	尼崎市南武庫之荘3丁目14番9号	1
23	水 堂	尼崎市水堂町1丁目32番8号	1
24	立 花 北	尼崎市栗山町2丁目6番1号	1
25	名 和	尼崎市名神町3丁目1番51号	1
26	塚 口	尼崎市塚口町4丁目38番地の1	2
27	尼 崎 北	尼崎市塚口町6丁目21番地の1	2
28	武 庫 北	尼崎市常松2丁目14番1号	1
29	武 庫 東	尼崎市武庫之荘6丁目15番1号	1
30	武 庫 庄	尼崎市武庫之荘本町3丁目21番1号	2
31	武 庫	尼崎市武庫元町2丁目25番34号	2
32	武 庫 南	尼崎市武庫町4丁目11番1号	1
33	武 庫 の 里	尼崎市武庫の里1丁目4番1号	1
34	園田	尼崎市食満1丁目1番2号	2
35	園 田 北	尼崎市猪名寺2丁目4番1号	2
36	上 坂 部	尼崎市東塚口町1丁目15番36号	4
37	園田南	尼崎市若王寺1丁目1番1号	4
38	小 園	尼崎市若王寺3丁目23番1号	2
39	園 和	尼崎市東園田町4丁目73番地の2	2
40	園 和 北	尼崎市田能1丁目7番1号	1
41	園 田 東	尼崎市東園田町8丁目7番地	1